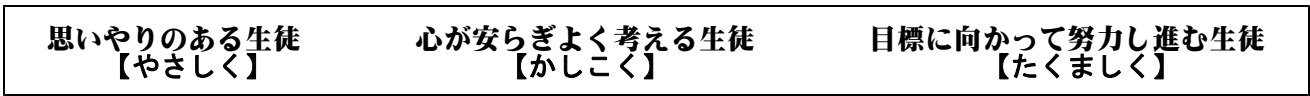


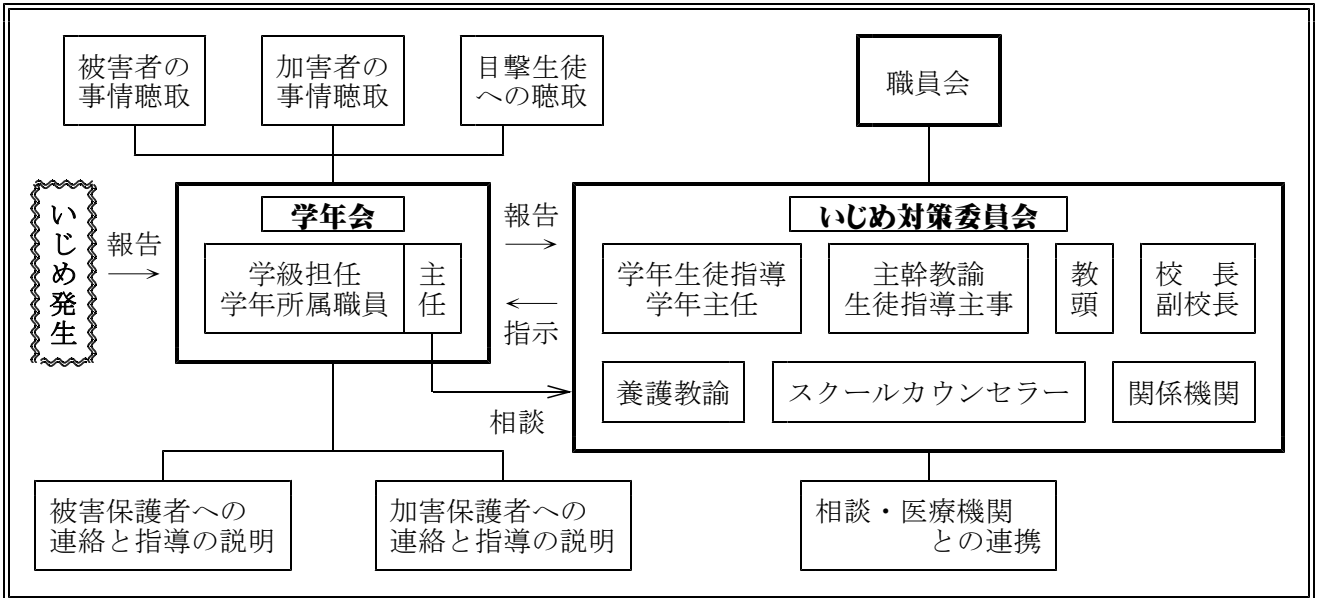
いじめ防止基本方針

諫早市立諫早中学校

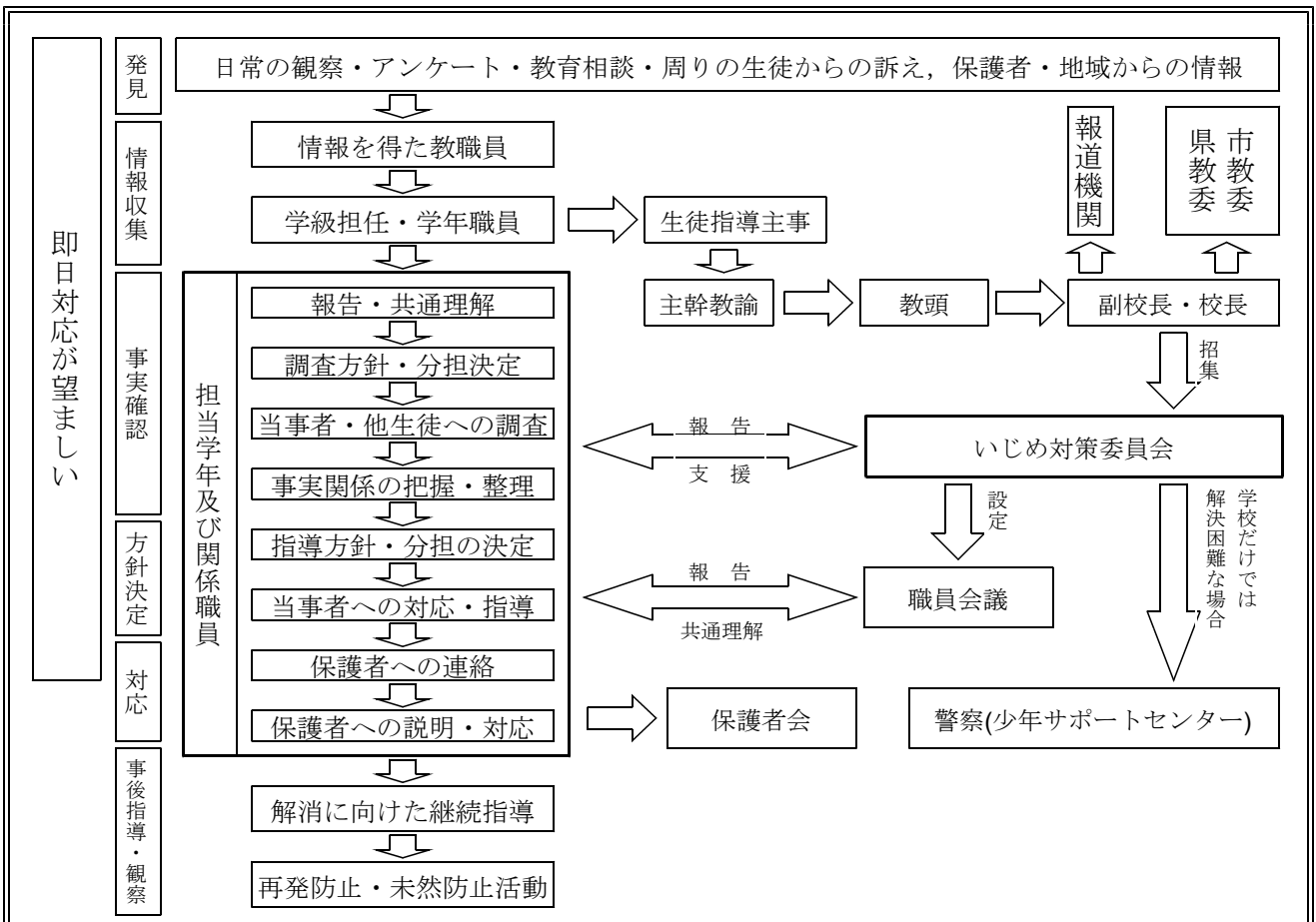
1 目指す生徒像



2 いじめの防止に対する組織



3 いじめ発生時の初期対応



- ①いじめの事案に応じて柔軟かつ適切に対応する。
- ②いじめの解消には迅速な対応が望まれるため、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでその日のうちに行うことを基本とする。
- ③いじめた側の人権にも十分配慮し、怒りにまかせた指導や尋問は慎む。
- ④いじめられた側といじめた側の意識にずれがある場合は、把握した事実をもとに双方に対応し、一方的な見解にならないようにする。

いじめられた生徒に対して	いじめた生徒に対して	周りの生徒たちに対して
<ul style="list-style-type: none"> ・事実確認と共に、つらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。 ・絶対に守ること、一緒に解決に向けて希望を持つことを伝える。 ・日頃の頑張りを評価し、自信を持たせる言葉をかけて自尊心を回復させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめた気持ちや状況になった背景を聞き、いじめの内容について聞き出す。 ・いじめられた生徒の心情を理解させるとともに、自分の行動を反省させる。 ・いじめは絶対に許されないという毅然とした態度と粘り強い指導を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・はやし立てたり、見て見ぬふりする行為もいじめを肯定していることを認識させる。 ・いじめを訴えることは正義に基づいた勇気ある行動であることを認識させる。 ・学級や学年全体の問題としてとらえ、傍観者からいじめの仲裁者への転換をめざす。

【生命や身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合】

- 速やかに市教育委員会及び県教育委員会等の関係機関に報告し、学校長が中心となって職員会議を設定し、事案についての共通理解と指導方針を確認する。
- 学級や学年の保護者に説明する必要の是非について協議し、必要であれば当事者の同意を得た上で緊急保護者会を実施する。
- 報道機関への対応の窓口を明確にし、誠実な対応を行う。また、生徒の個人情報や不確かな情報の流出防止のための配慮を徹底する。

4 関係機関との連携

【PTAとの連携】	【専門機関との連携】	【生徒会との連携】
<ul style="list-style-type: none"> ○家庭訪問，三者面談の実施 ○授業参観，学年・学級育友会の実施 ○広報活動，地域行事巡回指導 ○朝のあいさつ運動への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○スクールカウンセラー，心の相談員との相談活動の実施 ○少年センター，医療機関との連携 ○民生委員，主任児童委員との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒会役員等による朝のあいさつ運動 ○いじめ根絶集会の実施 ○平和学習・集会の実施 ○人権学習・集会の実施

5 いじめ問題に対する取組

未然防止について	<p>《人権教育の充実》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○いじめは、相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではないということを理解させる。 ○生徒たちが人の痛みを思いやることができるよう、生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。 <p>《道徳教育の充実》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○心根が揺さぶられる教材や資料を通して、人としての気高さや心遣い等に触れることにより、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止や生徒達の自浄効果を高める。 ○生徒一人一人の考え方や感じ方、自分自身との違いを認識し、相手の心情を考えた言動ができる態度を育む。 <p>《体験教育の充実》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア体験，職場体験など一般社会と関わる体験を通して、社会の一員としての存在感を体感させ、生きる力を育む。 <p>《特別活動の充実》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○行事等への取組を通して、級友との絆や協力に対する意識を高揚させ、活動の達成感を味わうことにより、よりよい人間関係の構築を図る。 ○通信メディアを介しての個人情報の書き込みやネットいじめに対する理解を深め、正しい使用方法について生徒及び家庭に周知徹底する。
----------	---

早期発見について	<p>《日々の観察》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○休み時間や昼休み、放課後の生活を観察し、人間関係や行動の変化をとらえる。 ○生活ノートや学級日誌等を通して、学級の様子や日々の生活の様子を把握する。 ○朝の健康観察や保健室の利用等を通して、心身の健康状態に注目し、異変を感知する。 <p>《教育相談》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教育相談期間を設定し、学校生活や友人関係、家庭での様子を把握するとともに、教師との信頼関係を構築する。(年2回) <p>《実態調査》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校生活に関するアンケートを月に一回実施し、情報を収集するとともにいじめを抑止する。 ○週に一度生徒指導部会を実施し、各学年の生活の様子や問題行動、不登校生徒の情報の共有を図り、その対応を検討する。
----------	--

いじめに対する措置	<p>《正確な実態把握》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○いじめ発生の情報が入ったら、関係職員と情報を共有し、いじめ対策委員会に報告する。 ○当事者双方、周りの生徒から複数の教師で聞き取りを行い、いじめの全体像を把握する。 <p>《指導方針の確立》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○職員会(学年会)で情報の共有を図り、指導方針を確認し、役割を分担する。 ○外部機関への報告や相談・協力が必要な場合は、いじめ対策委員会を窓口として対応する。 <p>《生徒への指導・支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被害生徒の完全確保を行い、絶対に守るという意向を伝え、心配や不安を取り除く。 ○加害生徒には相手の苦しみや痛みを理解させ、行為や言動を反省させる。 <p>《保護者との連携》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○担任と学年職員は当事者宅に家庭訪問し、事例の詳細や指導内容、今後の対応を知らせる。 ○いじめの撲滅に向けて、学校の指導に理解と協力を依頼する。 <p>《事後の対応》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○人間関係の回復に努め、被害生徒が疎外感や孤独感を感じさせないよう周囲の生徒の配慮や協力を依頼する。 ○観察や面談及び指導を継続し、学年全体で見守る。
-----------	--

重大事態発生時の対処	<p>《被害生徒への対応》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○身体の安全の確保を図り、絶対に守るという意味を伝え、事実や心情を聞き出す。 ○達成感や充実感を伴う活動の場を設定し、自己存在感や自信の回復を促す。 <p>《保護者への対応》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被害生徒宅を訪問し、生徒の様子といじめの実態を確認し、指導の進捗状況を説明する。 ○加害生徒の反省をもとに保護者にも事情を説明し、謝罪・解決への協力を依頼する <p>《関係機関への対応》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○重篤ないじめを把握した場合は、速やかに教育委員会へ報告し、指導助言や支援を受ける。 ○解決が困難な事案については、警察や福祉関係、弁護士等の専門家へ相談する。 <p>《マスコミ等への対応》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教育委員会等と連携した対応をし、窓口の一本化を図る。 ○個人情報への配慮、事実を的確に伝達し、未確認な事象については後日回答する。
------------	---

6 年間計画

※いじめに関するアンケートを毎月1回実施

4月	○学校基本方針の確認・育友会総会説明 ○配慮を要する生徒の把握と共通理解	10月	○教育相談 ○第2回いじめ対策委員会
5月	○生徒指導部会【事例研修】	11月	○職場体験 ○三者面談
6月	○長崎っ子の心を見つめる教育週間 【いじめ根絶集会、授業(道徳)参観】 ○第1回いじめ対策委員会 ○教育相談	12月	○人権学習・集会 ○メディア安全講習会 ○学年・学級育友会
7月	○学年・学級育友会、地区懇談会 ○地域行事巡回指導【育友会活動】	1月	○第3回いじめ対策委員会
8月	○家庭訪問、三者面談	2月	○学年末評価【チェックリスト】
9月	○地域行事巡回指導【育友会活動】	3月	○配慮を要する生徒の引継作業

